

TAKEX チーム運営にあたって

2005年6月25日 改定 文章中の二重線部分

1 会費について

会費：1月あたり1人 1,500円（マネージャーを除く）

使用目的

- ・ 大会参加費、メンバー登録費等 公式的な費用
- ・ チーム主催のイベント費用（バスケット関連、チーム活動の一環としてのみ）
- ・ チームでの行事等やチームに必要と思われるものの費用
（ミーティングの補助、忘年会等の補助、その他は話し合いにより決定。）
- ・ その他必要な費用

あくまで運営に必要なものとして徴収するものであるため
大会に出場できることなどを保証するものではない。

2 チーム運営規則

- ・ チーム運営は、メンバー全員が行う。
- ・ チーム活動の責任・権利はメンバー全員とする。
- ・ 責任者は全員の意見が一致しない場合にのみ、決定権を有する。
- ・ 会費はチーム全体の運営資金であると認識する。
（メンバーは運営資金の用途についての意見等ができる権利を有する）
- ・ 全体的な判断の場であるミーティングを行う。

3 メンバー条件

- ・ スポーツ保険に加入すること（年間1,500円）
- ・ 会費を払うこと。（原則として会費の回収は、2月に1回）
- ・ 定期的に練習・試合に参加できること。（特別な理由がある場合を除く。）

4 メンバー義務（以下が守られない場合は罰則規定を実行する。）

- ・ 出欠席の連絡を当日の規定時間までに必ず行う。
- ・ 定められた・指定された時間を守る。
- ・ 各自が与えられた役割を果たす。
- ・ 協力して運営・活動する。
- ・ 使用する設備や参加する行事等で定められた規則を守る。
- ・ 前項4の条件に挙げられたことを実行する。
- ・ チームとの連絡手段の確保。

5 罰則規定

自主的な集まりであることを尊重してきたが、条件や義務を実行・協力しない者があり、また、今後のメンバー増加に伴いメンバーの公平な扱いとスムーズな運営と活動ができるよう、ここに罰則規定を定めることとなった。(2003/10/19 記)

罰則対象

- ・ 上記 3,4 の規定を違反するもの。(回数、内容や程度などを総合的に判断。)
- ・ チーム運営・活動に支障をきたす行為、態度。
- ・ その他、決定事項に従わないなど罰則に値すると判断される事項

罰則内容 (総合的に判断して適当なものを適用。以下、具体例)

- ・ チーム除名
- ・ 試合出場停止(プレータイム制限など)
- ・ 練習参加禁止(新規練習参加者や未加入者など)

単発的なもの・当日の義務違反

- ・ チーム活動の責任者が判断して、実行する。

継続的な義務違反の場合 (公正なものとするため、原則として全体で判断する。)

- ・ ミーティング時に全体の議題として判断する。
- ・ 話し合い、多数決など方法を問わず結果がチーム判断になるようにする。
- ・ 多数決などで判断が困難な時は、責任者が決定する。

6 メンバー募集

上記 5 を定めたことにより、加入時点での事前判断も重要ということで定める。

- ・ 定員までの募集とする。
- ・ お試し期間のあと、加入意志があるものについて全体で判断する。
- ・ お試し期間後も態度を保留する場合には、理由がない限り断る。
- ・ 5 の規定に準じる。

7 ミーティング

- ・ 原則的に全員参加の定期ミーティングを行う。
- ・ 不参加者は、内容や決定事項について責任者に委任したことになる。